



Title	公法判例研究
Author(s)	横堀, あき
Citation	北大法学論集, 69(6), 123-159
Issue Date	2019-03-29
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/73383
Type	departmental bulletin paper
File Information	lawreview_vol69no6_08.pdf



公判例研究

横堀あき

遺族補償年金等不支給決定処分取消請求事件⁽¹⁾

最高裁第三小法廷平成二九年三月二二日判決

最高裁判所裁判集民事二五五号五五頁、判例時報二三四一号
六五頁、判例タイムズ一四三九号七〇頁

(平成二七年(行ツ)第三七五号)

〔事案の概要〕

本件は、地方公務員であったX(原告、被控訴人、上告人)の妻Aが公務により死亡したため、Xが遺族補償年金等の支給を申請したところ、Xが遺族補償年金の受給資格の一つである年齢要件を満たしておらず不支給とする旨の処分を受けたた

め、不支給処分取消しを求めて争った事案である。

Xの妻Aは市立中学校の教諭として勤務していたが、精神障害を発症し、平成一〇年一〇月一八日に自殺した。Aの自殺について、地方公務員災害補償基金大阪府支部長（以下、「処分行政庁」という。被告、控訴人、被上告人）は、平成二二年四月二三日、公務上の災害と認定した。そのため、同年六月二日、Xは処分行政庁に対し、地方公務員災害補償法（以下、「地公災法」という）三一条の規定する遺族補償年金、同法四七条一項二号の規定する福祉事業として支給される遺族特別支給金（地方公務員災害補償基金業務規程二九条の七）、遺族特別援護金（同規程二九条の九）、遺族特別給付金（同規程二九条の一三）の支給申請を行った。これら各申請に対し、処分行政庁は平成二三年一月五日、Xが遺族補償年金の受給資格に該当しないという理由に基づき、いずれも不支給とする処分（以下、「本件各処分」という）を行った。本件各処分の理由として、以下の記載があった。すなわち、①遺族補償年金の支給申請については、Xは妻Aの死亡当時五一歳であったところ、Xは遺族補償年金の受給資格を定める地公災法三二条一項ただし書一号の要件（以下、「本件年齢要件」という。死亡職員の配偶者たる夫については、職員の死亡当時六〇歳以上であること^②）に該当

せず、かつ、同法三二条一項ただし書四号の要件（障害の状態にあること）のどちらにも該当しないこと。そして②遺族特別支給金、遺族特別援護金、遺族特別給付金の支給申請については、Xが遺族補償年金の請求と併せて支給を申請しているが、遺族補償年金の受給権者に該当しなかったことである。なお、妻Aが死亡した当時、Xの他にAの収入によって生計を維持していた遺族として子が二人存在したが、いずれも同法三二条一項ただし書二号の要件に該当しなかった。

そのため、Xは平成二三年一月二六日、遺族補償年金の不支給処分について、地方公務員災害補償基金大阪府支部審査会に審査請求をした（地公災法五一条一項）。しかし同審査会は三ヶ月を経過しても裁決を行わなかった。したがってXは平成二三年四月二八日、同審査会に再審査請求をした（地公災法五一条三項）が、再審査請求も三ヶ月を経過しても裁決されなかった。そのため、Xは平成二三年一〇月二九日、地公災法等が配偶者のうち夫にのみ年齢要件を定めているのは憲法一四一条一項に違反するとして本件各処分の取消しを求め、訴訟を提起した（地公災法五六条柱書、同条一号）。Xは、職員の遺族が妻である場合は職員が死亡した当時の年齢を問わず遺族補償年金を受給できる一方、それが夫である場合は、年齢要件が課されている

ことが憲法一四条一項に違反すると主張した。

③一審（大阪地判平成二五年一月二五日判例時報二二一六号一二二頁）はXの請求を認容し、本件各処分取消しを認めた。まず、「憲法一四条一項は、法の下の平等を定めており、この規定は、事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくものでない限り、法的な差別的取扱いを禁止する趣旨のものである（最高裁昭和三九年五月二七日大法廷判決・民集一八巻四号六七六頁、同昭和四八年四月四日大法廷判決・刑集二七巻三号二六五頁等）」と示した。その上で、遺族補償年金の法的性質を以下のように判断した。すなわち、地方公務員災害補償制度は「一種の損害賠償制度の性格を有し……純然たる社会保障制度とは一線を画する」ものである一方、遺族補償制度は、年金化や「他の社会保障的性質を有する年金給付との間（の）調整規定が置かれていること」等、「社会保障的性質をも有」する。「そのような性質を有する遺族補償年金につき具体的にどのような立法措置を講じるかの選択決定は、上記制度の性格を踏まえた立法府の合理的な裁量に委ねられており、本件区別（『夫に対して妻に課されていない年齢要件を課すこと——引用者注』が立法府に与えられた……裁量権を考慮しても、そのような区別をすることに合理的な根拠が認められない場合には、当該区別は

……憲法一四条一項に違反する」と示した。次に、地公災法の定める「本件年齢要件を含む年齢要件は、……立法当時の社会情勢や財政事情等を考慮して、職員の死亡により被扶養利益を喪失した遺族のうち、一般的に就労が困難であり、自活可能ではないと判断される者に遺族補償年金を支給するとの目的の下に、そのようなものを類型化するための要件として設けられたものであり」、「法が遺族補償年金の受給権者にこのような要件を設けたこと自体は合理的なものといえる。この「立法の基礎となった社会状況」として、「地公災法が立法された昭和四〇年代には、妻について……典型的に生計自立の能力のない者として……遺族補償年金の受給権者としたことには、一定の合理性があった」。しかし「上記立法の基礎となった社会状況は時代とともに変遷するものでもある上、本件区別の理由は性別という、憲法の定める個人の尊厳原理と直結する憲法一四条一項後段に列挙されている事由によるものであって、憲法が両性の本質的平等を希求していることは明らかであるから、本件区別の合理性については、憲法に照らして不断に検討され、吟味されなければならない」。専業主婦世帯よりも共働き世帯の方が多くなった今日では、未だ男性と比べ女性の方が恵まれていない状況は続いているものの、「本件区別のように、死亡し

た職員の遺族である五五歳以下の配偶者において、妻を一般的に就労が困難である類型にあたるとして、男女という性別のみにより受給権の有無を分けることの合理的な根拠になるとはいえない」とした。

これに対して原審（大阪高判平成二七年六月一九日判例時報二二八〇号二一頁）は、以下のような論理で、Xの請求を棄却した。原審はまず「遺族補償年金は従たる性格として災害補償責任に基礎をおく損害補償の性格を併有する」が、「地公災法の制定経緯等からすれば、地公災法の定める遺族補償年金は、職員の死亡により扶養者を失った遺族の被扶養利益の喪失を填補し、遺族の生活を保護することを目的とするものであり、基本的に社会保障制度の性格を有すると解すべき」と示した。そして当該制度を「基本的に憲法二五条の趣旨を実現するために設けられた社会保障制度の一環」と解した。このような制度について、「憲法二五条の規定の趣旨にこたえて具体的にどのような立法措置を講じるかの選択決定は、立法院の広い裁量にゆだねられており、それが著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱・濫用とみざるを得ないような場合を除き、裁判所が審査判断するのに適しない事柄であるといわなければならない。もつとも、同条の趣旨にこたえて制定された法令において受給権者

の範囲、支給要件等につき何ら合理的理由のない不当な差別的取扱いをするときは別に憲法一四一条一項違反の問題を生じ得るというべきである（最高裁昭和五七年判決、最高裁昭和六〇年（行ツ）第九二号平成元年三月二日第一小法廷判決・裁判集民事一五六号二七一頁、最高裁平成一七年（行ツ）第二四六号同一九年九月二八日第二小法廷判決・民集六一卷六号二三四五頁参照）。より具体的には、「憲法二五条の趣旨にこたえて具体的にどのような立法措置を講じるかの選択決定は、立法院の広い裁量にゆだねられていること……からすれば、立法院が、憲法二五条の趣旨を実現するために社会保障制度を設けるに当たり、社会保障給付の必要性の有無・程度に関し国民各自に性別により事実上の差異が存する場合に、受給権者の範囲、支給要件、支給金額等につき上記の事実上の差異に相応して何らかの区別を設ける立法措置を講じるか否か、講じるとして具体的にどのような立法措置を講じるかの選択決定をするについても、同様に、立法院の広い裁量にゆだねられていると解することが憲法二五条の趣旨に適うものというべきである。そうすると、憲法二五条の趣旨を実現するために創設された社会保障制度上の法令が受給権者の範囲、支給要件、支給金額等につき区別を設けることは、それが著しく合理性を欠き、何ら合理的理由の

ない不当な差別的取扱いであるといえる場合に、憲法一四一条一項に違反するものと解すべきである」と示した。

「地公災法三二一条一項等が遺族補償年金の受給要件につき本件区別を設けていることは、それが著しく合理性を欠き、何ら合理的理由のない不当な差別的取扱いである場合に、憲法一四一条一項に違反することになると解される」ところ、当該規定の趣旨は「遺族補償年金が、職員の死亡により扶養者を失った遺族の被扶養利益の喪失を填補し、遺族の生活を保護することを目的とするものであることから、受給権を有する遺族の範囲を職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していた者に限定し、さらに、死亡職員の収入によって生計を維持していた者のうち、『一般に独力で生計を維持することが困難であるもの』に対して遺族補償年金を支給することにより喪失した被扶養利益を填補してその生活を保護することとしたものである」。地公災法制定当時は、「女性の就労が困難であることが多く、特に、妻については、家庭責任がより重くかかっているため、一層就労が困難であったと考えられる上、男女間の賃金格差も大きく、女性は男性と比べて著しく賃金が低いという事情があったと認められ、これらの事情からすれば、当時の社会情勢の下において、……遺族補償年金の受給要件につき本件区別を設けること

について、合理性を欠くものであったとはいえない」。また、今日においても、①特に配偶者を有する女性は男性と比べ労働力率が相当低く、②女性の雇用者数に占める非正規雇用の割合が五〇%以上で男性の割合の約三倍であること、③女性の賃金額が男性の賃金額と比べて低いこと、④専業主婦世帯数は専業主夫世帯の一〇〇倍以上存在することから、「夫が死亡した場合、専業主婦世帯において夫が死亡した場合はもちろんのこと、共働き世帯において夫が死亡した場合においても、妻が独力で生計を維持することができなくなる可能性は高いといふべきである。これに対し、妻が死亡した場合に、夫が独力で生計を維持することができなくなる可能性は、上記の妻が独力で生計を維持することができなくなる可能性と比較して著しく低いといふべきである」とし、「これらの事情からすれば、今日の社会情勢の下においても、……本件区別は、合理性を欠くとはいえず、何ら合理的理由のない不当な差別的取扱いであるということとはできない。そうすると、地公災法三二一条一項等が遺族補償年金の受給要件につき本件区別を設けていることは、憲法一四一条一項に違反しないといふべきである」と判断した。

そのため、Xが上告した。⁽⁵⁾

〔判旨〕

上告棄却

「所論は、地方公務員災害補償法の遺族補償年金につき、死亡した職員の妻については、当該妻が一定の年齢に達していることは受給の要件とされていなくてもかかわらず、死亡した職員の夫については、当該職員の死亡の当時、当該夫が一定の年齢に達していることを受給の要件とする旨を定めている同法三二条一項ただし書及び附則七条の二第二項の各規定が、憲法一四条一項に違反する旨をいう。

しかしながら、地方公務員災害補償法の定める遺族補償年金制度は、憲法二五条の趣旨を実現するために設けられた社会保障の性格を有する制度というべきところ、その受給の要件を定める地方公務員災害補償法三二条一項ただし書の規定は、妻以外の遺族について一定の年齢に達していることを受給の要件としているが、男女間における生産年齢人口に占める労働力人口の割合の違い、平均的な賃金額の格差及び一般的な雇用形態の違い等からうかがえる妻の置かれている社会的状況に鑑み、妻について一定の年齢に達していることを受給の要件としないことは、上告人に対する不支給処分が行われた当時においても合理的な理由を欠くものといふことはできない。したがって、地

方公務員災害補償法三二条一項ただし書及び附則七条の二第二項のうち、死亡した職員の夫について、当該職員の死亡の当時一定の年齢に達していることを受給の要件としている部分が憲法一四条一項に違反するといふことはできない。

以上は、最高裁昭和三七年（オ）第一四七二号同三九年五月二七日大法院判決・民集一八卷四号六七六頁、最高裁昭和五一年（行ツ）第三〇号同五七年七月七日大法院判決・民集三六卷七号一二三五頁の趣旨に徴して明らかである」。

〔評釈〕

はじめに

1 本判決の意義

本判決は、地公災法三二条一項の規定する遺族補償年金の受給資格として、配偶者のうち夫にのみ年齢要件が課されていることが、憲法一四条一項に反しないかという点について、最高裁が初めて判断した事例である。⁶⁾

社会保障制度は、社会的に不利な立場に置かれた者や集団をある程度優遇することによって、一定程度の実質的平等を確保しようとする。わが国でも——現在でも完全に払拭されているわけではないが、今以上に——性別に基づいて一定の生き方を

選択せざるを得ない時代があった。例えば、以前は、女性結婚

や出産を機に仕事をやめ、サラリーマンの妻として家庭責任を果たすことに専念するという生き方が想定されていた。⁽⁷⁾⁽⁸⁾ その

結果、妻は、自らを経済的に支える役割を担っていた夫と離別せざるを得なかった場合、経済的に大変困難な状況に置かれることとなってしまう。このような困難に直面した者を保護する

ため、母子世帯や寡婦など、性別を指標とした社会保障制度が創設された。しかし、女性の社会進出が認められ、徐々に男女

の別異取扱いが改善されてきた昨今、このような「女性を優遇する公的制度、特に社会権保障に関する諸制度は、憲法一四

条の法の下に平等に違反するの、再考がなされ、制度改正が進められている」⁽⁹⁾。具体的には、児童扶養手当法の改正により

父子家庭にも児童扶養手当が支給されることとなり（平成二二

年法律第四〇号）、国民年金法等の改正により、妻が死亡した夫にも遺族基礎年金が支給されることとなった（平成二四年法律第六二号）⁽¹⁰⁾。このような状況の下、「本件もそのような社会保

障制度（あるいは、社会保障の性格を有する制度）における男

女間格差の是非が争点となった裁判の一つに位置づけられ⁽¹¹⁾ていた。本件は一番で違憲との結論が導かれたため話題となった⁽¹²⁾

が、最高裁は当該規定を合憲と判断した原審の結論を支持

した。⁽¹³⁾

以上のような社会的潮流だけではなく、本件では、性別に基づく社会保障制度上の別異取扱いが争われた点が、重要である。

憲法学においては、以前から、社会保障制度における別異取扱いの問題が議論されてきた。しかし従来は、併給調整・併給禁止や国籍等に基づく別異取扱いが争われた判例が多く、性別に

基づく社会保障制度上の別異取扱いが正面から争われた事案は多くはなかった。⁽¹⁴⁾したがって、本判決は、性別に基づく社会保障制度上の別異取扱いについての新たな問題に対して最高裁が

どのように対応したのか、そして従来なされてきた社会保障制度における別異取扱いの議論といかなる関係にあるのか、という観点からの検討を要するように思われる。このような意味で

も、本判決は注目に値する判例である。

2 本評釈の目的と構成

本評釈は、上記のような意義を有する本判決を、内在的に理解

することを試みる。ところが、本判決は非常に短く、上記で挙げた部分が判決のほぼ全文であり、「簡潔すぎる」⁽¹⁵⁾とも評さ

れる。最高裁は本件を、地公災法三二条一項ただし書の規定と憲法一四一条一項の関係が問題となった事件であるとした上で、⁽¹⁶⁾

遺族補償年金制度の性格を示した。そして、立法裁量の広狭や区別の目的等を論ずることなく、「妻の置かれている社会的状況に鑑み」、夫に妻と異なる受給要件を課すことに「合理的な理由」が存在すると判断し、上告を棄却した。

本判決は判断枠組みが明示されていないため、いかなる論理を用いてこの結論を導いたのかということを探る必要がある。

まず、憲法一四条に関する議論を概観したあと、憲法二五条の趣旨を具体化する法令の憲法一四条適合性の問題について、従来の判例や学説が社会保障制度における性別に基づく別異取扱いに関する問題をどのように検討してきたか確認する。次に、最高裁の論理を理解することに資すると思われるため、適宜一審と原審の判決とも比較する。以上の過程で本判決の背後に存在すると思われる判断枠組みを明らかにした上で、本件で最高裁がどのような事実を評価したのか検討する。その後、最高裁の論理について批判的に考察する。

したがって、本評釈は以下の構成をとる。すなわち、一において地公災法の定める遺族補償制度を確認し、二において最高裁の論理を理解する。より具体的には、社会保障制度における性別に基づく別異取扱いに関する問題の過去の議論を確認した上で（１）、本判決に対する内在的な理解を試みる（２）。考察

は、（１）一審と原審の判断枠組み、（２）判断枠組みを規定したと考えられる遺族補償年金制度の性格の理解、（３）最高裁の判断枠組み、（４）社会的状況、（５）結論を分けた原因という流れで行われる。次に、三において、以上の過程で明らかとなった最高裁の論理について批判的に検討する。まず、本判決の問題点を明らかにし（１）、次に、原審判決と本判決で示された立法裁量論と従来の憲法訴訟論の間に齟齬が生じている部分があるため、判例の適切な理解に資すべく、従来の議論とのズレを指摘する（２）。また、違憲とされた場合の後始末（３）と、射程及び残された課題が述べられる（４）。

なお、本件では遺族補償年金の他に遺族特別支給金、遺族特別援護金、遺族特別給付金⁽¹⁷⁾の不支給処分もなされた。これらは以下で述べる遺族補償一時金⁽¹⁸⁾を受給する者に対しても支給が認められるものであるが、本件では、遺族補償年金に付随して申請されたとき、当該年金の受給要件に該当しないことを理由に、同じく不支給処分がなされた。したがって本評釈は、遺族補償年金制度のみを対象に、検討を進めることとする。

一 前提——地公災法の規定する遺族補償制度について

本件を理解する前提として、地公災法の規定する遺族補償制

度を概観する。地公災法は地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与すべく制定されたものである（一条）。その中には職員に対する補償もあるが、今回問題となった遺族補償制度は——当然のことではあるが——死亡した職員の遺族のために設けられた制度である。遺族補償制度は、同法三一条が規定するように遺族補償年金と遺族補償一時金の二つに分けられ、職員の遺族に対して遺族補償年金または遺族補償一時金のいずれかが支給されることとなる。両制度は、遺族補償年金を受け取ることのできる遺族がない場合と、遺族補償年金を受ける権利を有していた者の当該権利が消滅し、他に遺族補償年金を受けることができる遺族がおらず、かつ、既に支給された遺族補償年金の合計額が遺族補償一時金に満たない場合に遺族補償一時金が支給されるという関係にある（同法三六条一項）。

遺族補償年金の受給資格は同法三二条が規定しており、以下の三つの要件に該当する者にのみ支給されることとなっている。すなわち、①職員の「遺族」と認められる範囲の者（職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹）のうち、②職員死亡当時、職員の収入によって生計を維持しており（生計維持要件）、かつ③職員死亡当時、夫・父母・祖父母につき六〇歳以上の者（地

公災法附則七条の二第二項により、当分の間は五五歳以上）、子・孫につき一八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者（年齢要件）である。なお、①「遺族」のうち妻以外の者で「総務省令で定める障害の状態にある」者は、③年齢要件にかかわらず受給資格が認められる（地公災法三二条一項四号。障害の状態につき、地公災法施行規則二九条参照）。これら受給資格要件は、「補償を年金として支給する」¹⁹⁾ために設けられている。したがって、上記各要件は、①職員と一定の身分関係にあり、②「職員の死亡による被扶養利益の損失を填補」²⁰⁾し、③「一般的に独力で生計を維持することからできると認められる遺族には受給資格を与えないこととし」、妻以外について「高校卒業時より六〇歳未満のものについては、一定の障害の状態にない限り、自活可能であると判断している」²²⁾。妻に対して年齢要件が定められていない理由としては、妻が「一般的には就労が困難であることが多いこと等を考慮し」た結果である²³⁾とされている。遺族補償年金制度では、受給資格者に順位をつけ、実際に当該年金を受け取ることのできる者を受給権者とすると²⁴⁾ころ、当該年金の実際の支給額は、受給権者と受給権者と生計を同じくする受給資格者の数に応じて決定される（地公災法三二条²⁵⁾）。なお、遺族補償年金を受ける権利には、婚姻や離縁等

に基づく失権（権利の消滅）、転給（受給権者が失権した場合に後順位の方がいる場合、その者が受給権者となること）等も定められている（同法三四条）。

このような遺族補償年金制度に対して、遺族補償一時金制度は以下のように規定されている。まず、受給資格については同法三七条一項が規定しており、職員の死亡当時以下の立場にあった者が「遺族」として当該一時金の受給資格者と認められる。すなわち、配偶者（職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。地公災法三二条参照）、職員の収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹、以上の要件に該当しない者で主として職員の収入によって生計を維持していた者、⁽²⁷⁾職員の収入によって生計を維持していなかった子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹である。⁽²⁸⁾また、遺族補償一時金の額については、①配偶者、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹、②職員の死亡の当時、一八歳以上または障害の状態にある三親等内の親族によって区別されている（参照、同法附則七条に基づく同法施行令附則二条）。

二 最高裁の論理

1 従来の議論——社会保障制度における性別に基づく別異取

扱いに関する問題について

本件で示された三つの判決については、同じ争点が争われたにもかかわらず、憲法二五条の論理が用いられるか否かという点について、裁判所の見解が分かれたことが特徴の一つとして挙げられる。すなわち、一審は本件を憲法一四条ブローパーの問題と理解した一方、原審と最高裁は本件を憲法二五条に関連する一四条の問題と理解したのである。本件で問題となった社会保障制度における別異取扱いについては、従来の判例や学説においても、どのように争うべきかが議論されてきた。したがって以下では、本件各判決を検討する前提として、憲法一四条の事案と、憲法二五条と憲法一四条の交錯する事案に関する判例や学説について検討する。

（一）憲法一四条一項

学説においては、平等違反を審査するにあたって、様々な定式が論じられてきた。例えば、学説は、憲法一四条一項後段列挙事由に特別な意味を持たせ、列挙されたメルクマールに基づく区別は不合理なものであると考え、違憲審査基準を厳しくすべしと考⁽²⁹⁾えてきた。性別に基づく別異取扱いについては、男女の身体的な差異もあり、学説で採用されるべきとされる違憲審

査基準は必ずしも明確ではない。⁽³⁰⁾ すなわち、一九九六年の段階で、「性差別事例を審査する基準としては、中間審査か厳格審査かということが、日本の憲法学界では今日争いとなっている⁽³¹⁾」とされていた。

一方、判例は、憲法一四条一項に「列挙された事由は例示的なもの⁽³²⁾」とし、後段列挙事由であるか否かにかかわらず、別異取扱いを正当化するにあたり合理的な根拠が存在するか否かを審査してきた⁽³³⁾。当該審査手法は、より具体的には、立法目的が正当であるか、そしてそのような目的を達成する手段が立法目的に合理的に関連しているかを問うものであるとされる⁽³⁴⁾。合理的な根拠の有無を問う審査手法は、国籍法違憲判決や婚外子法定相続分違憲決定⁽³⁶⁾でも採用されているとされ、これらの判例においては、事柄に応じて慎重な審査がなされた結果違憲という判断が導かれたのであり、判断基準を変えた結果違憲という判断が導かれたわけではないとされている⁽³⁸⁾。

(2) 憲法二五条と憲法一四条の交錯する領域

本判決で正面から争われたのは、社会保障制度における平等の問題であった。この問題については、堀木訴訟上告審判決が判例理論として広く妥当しているとされる⁽³⁹⁾。それゆえ、社会保

障制度で平等が争われた事案は、実質的に憲法二五条の問題として訴訟の解決が図られるということが指摘されている⁽⁴⁰⁾。すなわち、堀木訴訟上告審判決は、障害福祉年金と児童扶養手当の併給禁止規定が憲法一四条一項に違反しないかを判断するに際して、「憲法二五条の規定の要請にこたえて制定された法令において、受給者の範囲、支給要件、支給金額等につきなんら合理的理由のない不当な差別的取扱を〔する〕……ときは、……憲法一四条……違反の問題を生じうることは否定しえない」として、別異取扱いに「なんら合理的理由のない不当なものである」か否かという、緩やかな審査を行うにとどめた⁽⁴¹⁾。また、いわゆる学生無年金障害者訴訟上告審判決では、最高裁は堀木訴訟上告審判決を引用し、憲法二五条「の趣旨にこたえて制定された法令において受給権者の範囲、支給要件等につき何ら合理的理由のない不当な差別的取扱をするときは別に憲法一四条違反の問題を生じうる」とした。そのうえで、「加入等に関する区別が何ら合理的理由のない不当な差別的取扱であるということもできない」と判断した⁽⁴³⁾。この判決は、堀木訴訟上告審判決の憲法一四条適合性判断と同様、区別について「何ら合理的理由のない不当な差別的取扱い」かどうかによって判断しており、これまでの判例の立場を踏襲するものということがで

「⁽⁴⁴⁾きる」と言われている。したがって、学生無年金障害者訴訟上告審判決は、立法裁量の広範さについてのみではなく、憲法一四条適合性を審査する際にも「堀木訴訟最高裁判決の立場を踏襲する姿勢を見せた⁽⁴⁵⁾」と考えられる。判例によれば、結局、社会保障分野での別異取扱いは、「現在の判例法理が前提とする広範な立法裁量論に、ほぼ吸引されるということが示され⁽⁴⁶⁾」ており、「なんら合理的理由のない不当な」差別的取扱いは許されないと考えられている。

(3) 社会保障制度における性別に基づく別異取扱いに関する裁判例・学説

それでは、社会保障制度における性別に基づく別異取扱いは、どのような判断がなされてきたのか。労災に関する事例として、外貌醜状判決⁽⁴⁷⁾が挙げられる。当該事案は、業務上の災害により外貌の醜状障害を負ったため労働者災害補償保険法一五条一項の障害補償給付の支給を請求した者に対し、処分行政庁が労働者災害補償保険法施行規則別表第一の定める障害等級表の「外貌の著しい醜状障害」等に該当するとし、併合第一一級に該当するとの処分を行ったことに対して、取消しが求められた事案である。「外貌の著しい醜状障害」に関しては、女性は一七級（当

該障害の存する期間一年につき、年額給付基礎日額の二三一分の障害補償年金が支給される）、男性は一二級（給付基礎日額の一五六百分の障害補償一時金が支給される）と定められていた。裁判所は、当該事案を憲法一四条一項の問題と解し（待命処分事件、尊属殺違憲判決を引用）、障害等級表の策定について、障害者保障給付という労働災害保障の性質から、障害等級表の策定は「高度の専門的技術的考察が必要であり」、問題となった別異取扱いにつき、「厚生労働大臣の比較的広範な裁量権の存在を前提に、本件差別的取扱いについて、その策定理由に合理的根拠があり、かつ、その差別が策定理由との関連で著しく不合理なものではなく、厚生労働大臣に与えられた合理的な裁量判断の限界を超えていないと認められる場合には合意である」と示した。しかし、「行政処分の取消訴訟において、処分の適法性を立証する責任は、基本的に、処分をした行政庁の側にあると解され、本件では、被告が本件処分の適法性を立証しなければならぬ」と立証責任を転換した。そして統計等を用いて踏み込んで審査をした結果、厚生労働大臣が上記のように障害等級表を「策定した」理由に根拠がないとはいえない⁽⁴⁸⁾としつつも、「本件差別的取扱いの程度は、男女の性別によって著しい外ばうの醜状障害について五級の差があり、給付につ

いては、女性であれば一年につき給付基礎日額の「三一」日分の障害補償年金が支給されるのに対し、男性では給付基礎日額の「一五六」日分の障害補償一時金しか支給されないという差がある……本件差別的取扱いの程度については、上記策定理由との関連で著しく不合理なものであるといわざるを得ない」と結論づけた。

外貌醜状障害判決は、当該別異取扱いを憲法一四条プロパーの問題であると捉えた。また、大臣の比較的広範な裁量を認めつつも、立証責任を転換し、かつ、処分行政庁の主張した根拠の有無につき、詳細な検討を加えた。したがって、下級審レベルでは、たとえ社会保障制度に関わる事案であっても、性別に基づく別異扱いが問題となった場合には、憲法二五条の問題として、堀木訴訟上告審判決ほどの広範な（立法）⁽⁴⁸⁾裁量が認められるわけではないのかもしれない。

学説でも、社会保障制度における別異取扱いの問題を解決する局面で、改めて憲法「二五条関連事案において一四条独自の判断枠組みを適用する」⁽⁴⁹⁾ことができる場面があるのではないかということが指摘されている。すなわち、本件で問題となつてゐる性別のような「不変の特性による区別」は、「いかに立法裁量が広く認められている福祉立法であっても、……違憲性の

疑いが強いものとして警戒する必要がある⁽⁵⁰⁾」とされている。また、社会保障分野において性別に基づく別異取扱いがなされる場面では、当該別異取扱いの有する性質によつて、裁判所の審査のあり方が変わり得る局面があるのではないかということも指摘されている。すなわち、ある社会保障制度上の給付が、「①古典的な性別役割分担を前提とするもの、②これまで歴史的に一方の性のものが……が被つてきた経済的困難・不利益を是正ないし保障する目的でなされるもの、③女性の身体的特性等、一方の性に固有の事由に基づくもの」⁽⁵¹⁾のどの類型に当てはまるかにより、裁判所がどの程度「立法内容を慎重に吟味する」⁽⁵²⁾かを定め得ると言うのである。外貌醜状障害判決や上記学説の試みは、「あまりにも緩やかな裁量統制論」⁽⁵³⁾とされる堀木訴訟上告審判決の論理の射程を限定する試みの一つとして位置づけられよう。

2 本判決について

以上が、社会保障制度における性別に基づく別異取扱いに関する問題についてなされてきた議論であったが、本件ではこの問題はどのように判断されたのだろうか。以下、本件各判決（または判決がたどつたと思われる流れ）に沿つて検討する。

(1) 一審と原審の判断枠組みについて

一審では、「憲法一四一条一項は、法の下の平等を定めており、この規定は、事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくものでない限り、法的な差別的取扱いを禁止する趣旨のものである」という判断が示され、待命処分事件と尊属殺違憲判決が引用された。そして地公災法の規定する遺族補償年金制度の性格から、「具体的にどのような立法措置を講じるかの選択決定は、上記制度の性格を踏まえた立法府の合理的な裁量に委ねられており、本件区別が立法府に与えられた……裁量権を考慮しても、そのような区別をすることに合理的な根拠が認められない場合には、当該区別は……憲法一四一条一項に違反する」とした。また、判旨の「具体的検討」の部分ではあるが、「上記立法の基礎となった社会状況は時代とともに変遷するものでもある上、本件区別の理由は性別という、憲法の定める個人の尊厳原理と直結する憲法一四一条一項後段に列挙されている事由によるものであって、憲法が両性の本質的平等を希求していることは明らかであるから、本件区別の合理性については、憲法に照らして不断に検討され、吟味されなければならない」と示した。

一審は、立法裁量につき「合理的な裁量」を認め、区別につき「合理的な根拠」を問うた。この判決では、本件年齢要件も、

外貌醜状判決と同様、憲法二五条の問題としてではなく、憲法一四一条プロパーの問題として捉えられたと解される。このことは、一審が、引用された判例のみではなく、「事柄に応じた合理的な根拠(傍点評釈者)」を問う点と、本件年齢要件が「性別という……個人の尊厳原理と直結する……事由による」別異取扱いが問題となっている区別であると理解した点に、端的に示されていると思われる。さらに、憲法二五条や堀木訴訟上告審判決について言及しなかったことから、このような理解が成り立つと考えられる。

これに対し、原審は、堀木訴訟上告審判決の他に学生無年金障害者訴訟を引用する。そして、遺族補償年金制度を「基本的な憲法二五条の趣旨を実現するために設けられた社会保障制度の一環」と位置づけ、「同条の趣旨にこたえて制定された法令において受給権者の範囲、支給要件等につき何ら合理的理由のない不当な差別的取扱いをするときは別に憲法一四一条一項違反の問題を生じ得る」とした。そして、「社会保障給付の必要性の有無・程度に関し国民各自に性別により事実上の差異が存する場合に、受給権者の範囲、支給要件、支給金額等につき上記の事実上の差異に相応して何らかの区別を設ける立法措置を講じるか否か、講じるとして具体的にどのような立法措置を講じ

るかの選択決定をするについても、同様に、立法府の広い裁量にゆだねられて」おり、「憲法二五条の趣旨を実現するために創設された社会保障制度上の法令が受給権者の範囲、支給要件、支給金額等につき区別を設けることは、それが著しく合理性を欠き、何ら合理的理由のない不当な差別的取扱いであるといえる場合に、憲法一四条一項に違反するものと解すべきである」と示した。原審は、立法裁量につき「広い裁量」を認め、「著しく合理性を欠き、何ら合理的理由のない不当な差別的取扱い」が憲法一四条に違反すると述べた。これは、本件のような性別に基づく事実上の差異に対する別異取扱いであつても、従来の「社会権の問題に付随する形で平等が争われた事案」で示された、憲法二五条の議論に依拠し、緩やかに「合理的理由」の有無を審査するに過ぎないということを述べていると解される。⁽⁵⁶⁾

本件一審は、外貌醜状判決と同様に、堀木訴訟上告審判決を引用せず、憲法一四条プロパーの問題の判断枠組みを用いて事件年齢要件の「合理的な根拠」の有無を審査した。したがって一審判決は「遺族補償年金につき損害賠償（補償）的性格を強調することは、本件を堀木訴訟最判の射程外におく可能性をひら」いたと評価される。このような方法は「判例違反」⁽⁵⁷⁾なのではないかという点が指摘されていたが、一審は本件を、性別

に基づく別異取扱いに関する事例と捉えたのだろう。一方、原審は、本件を判断する際に、従来の憲法二五条の判断枠組みを用いて、性別に基づく社会保障制度における別異取扱い審査を行ったと言えよう。⁽⁵⁸⁾

なお、本件一審判決の評釈では、外貌醜状判決が紹介されることが多いが、両判決の關係は必ずしも明らかではないため、ここで触れておく。確かに、両事案は事案や結論、堀木訴訟上告審判決を引用しないという手法が共通しているのみならず、労災保障で男性が不利に扱われる制度の合憲性が争われたといった点でも共通している。⁽⁵⁹⁾ その意味では、本件一審判決と外貌醜状判決は、立証責任の転換と遺族補償年金制度の性格という異なる論拠を用いながらも、共に、堀木訴訟上告審判決の射程を挟めようとした判決であるように見えるかもしれない。しかし、両判決の審査の内容から、本件一審判決は、外貌醜状判決とは異なる理解をされるべきように思われる。すなわち、外貌醜状判決は「大臣の比較的広範な裁量」を認め、「差別が策定理由との関連で著しく不合理なもの（傍点評釈者。以下同様）」ではないかが問われると示した。実際、結論の決め手は別異取扱いの程度が「策定理由との関連で著しく不合理なものである」といわざるを得ない」ということであつた。一方、本件一審は

「立法府の合理的な裁量」が認められ、「区別をすることに合理的な根拠が認められ」るかを問うている。また、本件年齢要件が性別に基づく区別であることから、「不断に検討され、吟味されなければならない」とも示した。したがって、外貌醜状判決が実質的に緩やかな審査をしたのに対し、本件一審は、憲法一四条プロパーの問題と同様に、本件年齢要件の区別の合理性を問題とし、かつ性別に基づく別異取扱いという「事柄に応じた」吟味を要求したという大きな相違点が存在する。両判決は、憲法一四条適合性審査を行なったが、審査の厳格度という点で大きく異なるものであると考えられる。本件一審判決も、外貌醜状判決と同様に堀本訴訟上告審判決の射程を限定するが、後者の裁判例よりもむしろ、立法内容を詳細に吟味するという手法を採ったという意味において、学説の新たな試みに近いものであると言えよう（↓21（3））。

（2）遺族補償年金制度の性格の理解について

①従来の理解

一審と原審は、以上のように、採用した判断枠組みが異なっている。すなわち、一審が本件を憲法一四条プロパーの問題が争われた事案と捉えたのに対し、原審は憲法二五条の問題に関

する一四条適合性が問題になった事案と捉えたのである。その理由としては、後述の通り、遺族補償年金制度の性格の理解が異なった点が挙げられる⁽⁶³⁾。したがって、以下では、判決の判断枠組みの前提として語られた遺族補償年金制度の性格について検討する。

本件で問題となった地公災法に基づく遺族補償年金制度は、公務員の災害補償法制度の一つに位置づけられ、「公務員災害補償法制も基本的には労災保険制度と軌を一にする」と⁽⁶⁴⁾考えられている。したがって、地公災法の規定する遺族補償年金制度の性格を検討する際には、民間の労災保険制度の性格についての議論を参照して論ぜられている⁽⁶⁵⁾。

労災保険制度の性格については、学説上対立が存在するが、純粹な損害賠償であるという解釈はなされておらず、「一般的な社会保険と損害賠償との中間に位置する補償システム」として損害賠償・社会保障の両性格を併有する制度⁽⁶⁶⁾、もしくは社会保障の性格が主たる性格である制度と解されているようである。したがって、本件で問題となった遺族補償年金制度の性格についても解釈が分かれ、損害賠償・社会保障の両性格を併存させていると解する見解も存在する⁽⁶⁷⁾が、その立法経緯、「遺族補償年金受給要件を定める規定及び遺族補償年金受給権消滅事

由を定める規定の趣旨からも、基本的に社会保障制度の性格を有する⁽⁷²⁾ものとされ、社会保障の性格が主たる性格であると解する見解も存在している。⁽⁷³⁾ 行政解釈では、「災害補償制度は、……被用者がその業務を通じて災害を受けた場合に、使用者がその責任において被用者の受けた損害を填補する一種の損害賠償制度であり、いわゆる社会保障制度とは一線を画する⁽⁷⁴⁾」とされている。また、裁判例では、労働者災害補償保険は「社会保障制度の一環たる性質を有する⁽⁷⁵⁾」との判断が示されていた。

② 本件で示された各判決における理解

一番は、「遺族補償年金の法的性質」を探るにあたって、地公災法の規定する災害補償制度の性質を検討の出発点とする。すなわち、「地方公務員災害補償制度は、損害賠償との調整規定が置かれている上、……同一の事由により他の社会保障給付をも受給できる場合においても、併給が禁止されておらず、少なくとも調整前の遺族補償年金額の八割以上の額の支給を受けることができること……など、一種の損害賠償制度の性格を有しており、純然たる社会保障制度とは一線を画するものであることは否定できない」。しかし、遺族補償の年金化や、「他の社会保障的性質を有する年金給付との間に調整規定が置かれていることなど」に鑑みると、「遺族補償年金制度には被告らが主

張するように社会保障的性質をも有することは否定できない」とし、「そのような性質を有する遺族補償年金制度につき具体的にどのような立法措置を講じるかの選択決定は、上記制度の性格を踏まえた立法院の合理的な裁量に委ねられており、本件区別が立法院に与えられた上記のような裁量権を考慮しても、そのような区別をすることに合理的な根拠が認められない場合には、当該区別は、合理的な理由のない差別として、憲法一四一条一項に違反するものと解するのが相当である」とした。

このような判断に対し、原審は、遺族補償年金の性質を検討の出発点とした。すなわち、「地公災法の定める遺族補償年金は、職員の死亡により扶養者を失った遺族の被扶養利益の喪失を填補し、遺族の生活を保護することを目的とするものであり、基本的に社会保障制度の性格を有するというべきである。それは、基本的に憲法二五条の趣旨を実現するために設けられた社会保障制度の一環であるといえる」と判断した。一番の言う「その損害補償という性格は従たるものとどま」とされたのである。そして原審は遺族補償年金制度を「基本的に社会保障制度の性格を有する」と認定した上で、堀木訴訟上告審判決が展開したような定式を述べた。このように、一番と原審は、遺族補償年金制度の性格を理解する際の出発点が異なり、そのために

制度の性格理解が異なり、採用された判断枠組みの違いが導かれたと考えられる。

(3) 最高裁の判断枠組みについて

それでは、本判决では、どのような判断枠組みが採用されたのだろうか。以下のような理由から、最高裁は原審と同様、憲法二五条の問題に依拠した一四条適合性についての判断枠組みを採用したと考えられる。

考察の端緒となり得るのは、本判决で適用された判例理論であると思われるため、確認すると、本判决では、待命処分事件判決と堀木訴訟上告審判決が引用判例として挙げられている。前者が憲法一四条についての、後者が憲法二五条にまつわる判例と考えられる。なぜなら、待命処分事件判決は「合理的な根拠があれば、別異取扱いも正当化されるという……現在に至るまでの別異取扱いの正当化審査に関する指導的判例⁽⁷⁸⁾」であると位置づけられているからである。したがって、最高裁の採用した実質的な判断枠組みを検討するためには、堀木訴訟上告審判決の判例理論に着目する必要があるだろう。

以上のことを確認した上で、本判决の示した判断を検討する。本判决は、遺族補償年金制度を「憲法二五条の趣旨を実現する

ために設けられた社会保障の性格を有する制度」であると位置づけた。その上で、学生無年金障害者訴訟上告審判決を引用しながらも、原審と同じく、堀木訴訟上告審判決の「趣旨に徴し」、簡潔に合憲という結論を下した。これらの点に鑑みると、最高裁も、原審と同様に、本件を社会保障制度における別異取扱いをめぐる問題として捉えたということが推測される⁽⁷⁹⁾。最高裁は、遺族補償年金制度について、「憲法二五条の趣旨を実現するために設けられた社会保障の性格を有する制度」と述べたに過ぎない。したがって、最高裁が遺族補償年金制度に損害賠償の性格を認めているかは、明らかではない。損害賠償的な性格の有無にかかわらず、社会保障の性格を有する制度の受給要件に関する問題であれば、憲法二五条の問題として解決するということであろうか。

(4) 社会的状況⁽⁸¹⁾

不明確な点に残るものの、以上のような判断が、本判决の合憲判断の背景にあったと思われる。以下では、各判決の考慮要素を概観した後、最高裁が審査した社会的状況について検討する。

本件一審では、まず、「本件年齢要件を含む年齢要件は、

……立法当時の社会情勢や財政事情等を考慮して、職員の死亡により被扶養利益を喪失した遺族のうち、一般的に就労が困難であり、自活可能ではないと判断される者に遺族補償年金を支給するとの目的の下に、そのようなものを類型化するための要件として設けられたものであり、「法が遺族補償年金の受給権者にこのような要件を設けたこと自体は合理的なものといえ」という判断が示された。この部分は、就労が困難で自活が難しい者に対して遺族補償年金を支給するという目的と、この目的を達成するために自活が困難である者を要件として類型化することが合理的であることを指摘していると解される。次に、この「立法の基礎となった社会状況」として、「地公災法が立法された昭和四〇年代には、妻について……類型的に生計自立の能力のない者として……遺族補償年金の受給権者としたことには、一定の合理性があった」と認める。そして「女性の社会進出が進んで共働き世帯が一般的な家庭モデルとなった今日においても、女性の方が、男性に比べて、依然として、賃金が高く、非正規雇用の割合が多いなど、就労形態や獲得賃金等について不利な状況にあることは明らかであり、……本件区別の前提となった立憲事実の一部は以前継続している」とする。この部分は、本件年齢要件が設けられた当時の立憲事実と、本

件各処分当時の立憲事実の変遷の有無を検討していると解される。そして検討の結果、「男女間の就業形態や収入の差については、あくまでも相対的なものであるし」、平成一〇年以降の男性の完全失業率の高さや母子家庭でも八割以上の母親が就業できていることから、「本件区別のように、死亡した職員の遺族である五五歳以下の配偶者において、妻を一般的に就労が困難である類型にあたるとして、男女という性別のみにより受給権の有無を分けることの合理的な根拠になるとはいえない」とした。

原審もまず、遺族補償年金の受給要件が定められた目的を画するところから審査を始める。すなわち、「地公災法三二条一項は、遺族補償年金の受給要件について定めているところ、その趣旨は、遺族補償年金が、職員の死亡により扶養者を失った遺族の被扶養利益の喪失を填補し、遺族の生活を保護することを目的とするものであることから、受給権を有する遺族の範囲を職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していた者に限定し、さらに、死亡職員の収入によって生計を維持していた者のうち、『一般的に独力で生計を維持することが困難であるもの』に対して遺族補償年金を支給することにより喪失した被扶養利益を填補してその生活を保護することとしたものであ

る。」「そして、妻以外の遺族……については、一定の年齢（六〇歳以上若しくは一八歳未満）に該当する場合又は一定の障害の状態にある場合……のいずれにも該当しない者については、『一般に独力で生計を維持することが困難である』とは考えられない。」「一方、妻については、一般的に就労が困難であることが多く、就労している労働者においても、男女間の賃金格差が大きく、女性に男性と比べて著しく賃金が高いという事情が認められ、社会的実態として、その年齢にかかわらず、職員である夫の収入により生計を維持しており、夫の死亡により、妻が独力で生計を維持することが困難となる場合が多いと考えられたことから、年齢を問わず『一般に独力で生計を維持することが困難である』と考えられるとして……年齢を問わず遺族補償年金を受給できるとしたものである。』。原審も、独力で生計を維持することができない者に遺族補償年金を支給し、そのためのメルクマールとして、独力で生計を維持することが困難な者を類型化することを認めたと解される。次に、地公災法制定「当時の社会情勢」では、女性の就労が困難であったことや妻の家庭責任の重さ、男女間の賃金格差が大きかったことから、「妻について、年齢を問わずに『一般に独力で生計を維持することが困難である』と認めて、遺族補償年金を受給できるもの

とするが、夫については、……一定の年齢に該当する場合に遺族補償年金を受給できるものとし、遺族補償年金の受給要件につき本件区別を設けることについて、合理性を欠くものであったとはいえない」とした。また、今日においても、「女性（特に、配偶者を有する者）の労働力率は、男性よりも相当低」く、非正規雇用の割合や賃金についても男女間の格差が大きい。そして「専業主婦の世帯数は、専業主夫の世帯数よりはるかに多い」。したがって「これらの事情からすれば、今日の社会情勢の下においても、妻については、年齢を問わずに『一般に独力で生計を維持することが困難である』と認めて、遺族補償年金を受給できるものとする」が夫には本件年齢要件を課するという区別について「合理性を欠く」ということはできず、両者の「区別は、……何ら合理的理由のない不当な差別的取扱いである」ということはできない」とした。

最高裁は、妻の社会的状況について、男女の労働力人口の割合の違い、賃金の格差、雇用形態の違い等を考慮しており、基本的に原審の判断で挙げられた数値を用いている。このことから、最高裁は「高裁判決で詳しく述べられた統計などの結果を踏まえつつ」判断したとされる。⁽⁸³⁾そして最高裁は、これら数値に鑑み、「妻について一定の年齢に達していることを受給の要

件としないことは、上告人に対する不支給処分が行われた当時においても合理的な理由を欠くものということはできない」と判断した。

実際の統計上の数値を用いて判断する手法は、「詳細に社会状況に踏み込んで」⁽⁸⁴⁾判断していると評価される。したがって、本件で示された三つの判決では、社会的状況がどれも詳細に検討されている(もしくは、詳細な検討を前提とした判断である)と言えよう。⁽⁸⁵⁾

(5) 結論を分けたもの

学説においては、本件年齢要件のように、「現実の社会・経済の状況等からみて男女間に現に異なるニーズが存在すると認められる場合、社会保障制度における男女の異なる取扱いは、合理的な理由のある取扱いであり憲法一四条に反しない」と判断されることが指摘されている。⁽⁸⁷⁾また、本判決の「匿名コメント」でも「原判決が提示する男女間における労働力率の違い、平均的な賃金額の格差及び一般的な雇用形態の違い等に鑑みれば、……妻の置かれている社会的状況が依然として不利益な状況であることは否定し難く……審査の厳格さについて論ずることなく」⁽⁸⁸⁾規定が合憲であると判断したとされている。このよう

に、厳格な審査が行われても合憲という結論が導かれるのであれば、判断枠組みの相違が一审と原審及び最高裁との結論を分けたわけではないようにも思われる。実際、結論を分けたのは、「事実の変化の程度に対する評価の違い」⁽⁸⁹⁾であつたという指摘もある。しかし、この評価を分けた根底には、判断枠組みの相違が存在しており、現実の社会的状況の評価に対する違いのみが結論を分けたのではないと考えられる。

本件一审と原審及び最高裁が挙げた社会的状況について比較すると、一审は、①男女間の就業形態や収入の差、②完全失業率の差(平成一〇年以降男性の方が高いこと)、③母子家庭における就業率、④家庭責任(核家族化により、妻が死亡した夫は「それまで妻が担っていた家庭責任を……担わざるを得」ず、「遺族たる配偶者が担うべき家庭責任の程度に違いはない」こと)、⑤社会保障立法において女性を優遇する制度を改正し、各種制度が男女平等へ向かっていること等を、社会状況として認定する。一方、原審は、女性の労働力率、就業形態や収入の差、専業主婦と専業主夫の世帯数の差を挙げる。最高裁も、男女の労働力人口の割合の違い、賃金の格差、雇用形態の違い等を考慮する。確かに、本件各判決で認定された社会的状況の項目は、相違する部分も存在している。しかし、判断を示すに当

たつて決定的な項目と考えられる男女間の社会的状況の差異を比較する際の項目は重なっている。すなわち、本件各判決はどれも、労働力人口の割合の差、賃金額の差、雇用形態の違いから、配偶者のうち男性よりも女性の方が不利な社会的状況に置かれていると示している。したがって、本件各判決で用いられた指標は、基本的に重なっていると評価することが可能である。⁽⁹⁾ 以上のように、結論の相違する一審と原審及び最高裁の認識する社会的状況は、大きく相違するわけではないと解される。

それでは、同じような数値の評価を分けた原因は何か。この点、原審と最高裁は、現実を生じている事実上の差異から、本件年齢要件という別異取扱いに合理的な理由が存在すると認めた。このことから、原審と最高裁は、性別に基づく事実上の差異が存在していることを前提に、この差異を補う社会保障制度には「合理的理由」が認められると考えたと見えよう。一方、一審はどうか。一審も、程度の差であるとはいえ「今日においても、女性の方が、男性に比べて、依然として、……就労形態や獲得賃金等について不利な状況にあることは明らか」と評価している。しかし、一審は、このような性別に基づく事実上の差異が存在することを認めつつも、女性の社会進出の結果、そのような差異が「男女という性別のみにより受給権の有無を分

けることの合理的な根拠になるとはいない」とした。一審のこの評価は、原審や最高裁が合理的理由となり得ると評価した事実上の差異が、一審の言う「合理的な根拠」たり得ないことを示していると解される。それでは、なぜ一審は事実上の差異を合理的な根拠となることを認めなかったのか。それは、結局、一審は、「本件区別の理由は性別という、憲法の定める個人の尊厳原理と直結する憲法一四一条一項後段に列挙されている事由によるものであって、……本件区別の合理性については、憲法に照らして不断に検討され、吟味されなければならない」という、憲法一四一条プロパーの問題のうち、性別という「事柄の性質に応じた」不断の検討・吟味が必要という判断に基づいたものと考えられる。

以上のように、一審は、本件年齢要件を憲法一四一条プロパーの問題として捉えた結果、本件を性別に基づく別異取扱いが問題となった事案であり、そのような区別は本件各処分当時には合理性が失われたと判断したと解される。しかし原審と最高裁は、本件を憲法二五条と憲法一四一条の交錯する領域の問題と捉えた結果、本件は未だ性別に基づく事実上の差異が存在しており、本件年齢要件はそのような差異を補うための措置が問題となった事案であり、実際にそのような社会的状況は継続してい

るのだから、そのような別異取扱いには合理的な理由があると判断したと解される。そうであるならば、採用された判断枠組みの相違が合理的な理由の有無の判断を分け、その帰結として結論が分かれたと言える。したがって、現実の社会的状況の評価に對する違いのみが結論を分けたのではない。

三 分析と評価

1 問題点

本判決は、以下の点で問題を有している。まず、判断枠組みについては、憲法二五条と憲法一四条が交錯する領域における従来の判例に對する批判⁽⁹¹⁾が妥当する。次に、社会的状況の評価については、どの程度状況が変化すればいいのかという点が不明確である⁽⁹²⁾。さらに、原審と最高裁の指摘した社会的状況は、妻に年齢要件を課さないことの合理性であつて、本件で本来証明されるべきであつた男性の自活可能性を論証するものではない⁽⁹³⁾。そして、本判決もまた、原審と同様に、性別に基づく区別自体が合理的か否かという点を論証していない。つまり、一審も含め、本件で示された各判決が認めるように、性別によつて経済的な差異が存在していることは確かである。しかし、そのことは、性別という徴標が自活可能性判断に有用であること

を意味しないのではないだろうか。本判決はこれらの論証をしていない点にも、問題がある。

2 立法裁量の広狭と社会的状況審査の関係について

本件で示された判断については、いわゆる憲法訴訟論が展開してきた議論と整合しない部分が存在する。憲法訴訟論では、従来、違憲審査基準や立法裁量の広狭と、裁判所が事実をどの程度審査するかという点を連動して論じてきた。例えば、広範な立法裁量を認める緩やかな審査基準が採用された場合、裁判所は、「立法事実の審査に踏み込まない⁽⁹⁴⁾」とされる。しかし、合理的な範囲での立法裁量を認めた一審も含め⁽⁹⁵⁾、原審も、社会的状況の認定につき原審に追隨したとされる最高裁も、本件では詳細な立法事実の検討を行ったと指摘されている。本件に引きつけて述べるならば、従来は立法事実を詳細に検討することが審査の厳格度を高めると考えられてきたにもかかわらず、原審と最高裁が立法府の広範な裁量を認め緩やかな審査を行った一方で詳細に立法事実を検討したことになる。このような齟齬を、どのように考えるべきであろうか。これらは連動する関係にあるのだろうか。

あり得る一つの可能性は、本件原審は（または最高裁も）、

事実上の差異が存在し、それを取り除こうとする措置に基づく区別の合理性については、一定程度審査をすることができると考えているというものである。すなわち、確かに、原審は社会において今尚残存している性別に基づく事実上の差異について、それを是正するか否か、是正するとして、性別を標識として、受給権者の範囲や支給要件、支給金額等につきどのような定めを置かうという二点につき、立法府の広い裁量に委ねられるとする。しかし、ここで言われる立法裁量は、広範なものはあれ、平等原則などの「憲法上の諸規定……による羈束を受ける」⁽⁹⁶⁾。つまり、平等原則が立法裁量のある程度統制することとなるのである。したがって、裁判所は、当該立法措置を講ずる前提となった性別に基づく事実上の差異の存否自体や、立法措置の結果生ずる区別の程度が甚だしいか否かなどにつき、審査することができる。そのため、本件では、今尚残存している性別に基づく事実上の差異を除こうとする立法措置を講ずる前提となった事実上の差異が存在するか否かという点について、裁判所がある程度踏み込んで審査することができるということになる。以上のように読むことができるならば、原審が広い立法裁量を認めつつ、社会情勢の詳細な検討により、本件各処分當時に性別に基づいて事実上の差異が存在するか否かを検討し

たことは、両立し得るだろう。⁽⁹⁷⁾とはいえ、一步踏み込んで検討するならば、仮に裁判所がこのように考えていたとしても、それではなぜ、その他の点——是正する際の程度や、具体的なメルクマール等——については、「性別により事実上の差異が存在する場合に〔講じられる〕立法措置」に基づく区別の合理性が、「著しく合理性を欠く」か否かといういわゆる緩やかな審査を含めて検討されるのかという点が、次に、問題となる。

この点については、原審が、本件は女性が不利な社会情勢を「是正する」⁽⁹⁸⁾措置であるため、そのような立法措置の合憲性をあえて緩やかに審査したと考えた可能性がある。

もしかすると、原審は、一番の示した違憲判断を覆すという目的で、同じような数値を用いて合憲という結論を導いたのかもしれない。このような理由に基づくのであれば、原審は、一審の認定した現状を以ってしてもなお、今日でも社会情勢に差異が残っていることを重視し、合憲という判断を示したことになる。⁽⁹⁹⁾ そうだとすれば、立法裁量の広狭と審査の厳格度、社会情勢の検討の程度は連動しないこととなる。しかし、仮にこのような目的で立法事実を詳細に検討したのであれば、そのような理由に基づいて書かれた原審判決を理論的な枠組みで捉え切ることが困難であるのは、ある意味当然のことのようにも思

われる。何れにせよ、従来から学説で唱えられてきた違憲審査基準や立法裁量の広狭の議論と、裁判所の審査の厳格度の関係の議論では、原審で示された判断を理解することは困難であると思われる。原審判決をどのように解釈すべきかという点は、今後の検討課題として残されている。

3 違憲判断後の事案処理について

本件年齢要件については、地裁が違憲判断を示した。これに対して原審と最高裁は合憲であると示したため、地公災法三二条一項を違憲とした場合の後処理は問題とならなかった。しかし、本件で争われた規定が違憲であったとしても、必ずしもXへの本件各処分が取消され得るわけではないだろう。なぜなら、配偶者のうち夫に対してのみ年齢要件を課することが差別であったとしても、妻にも年齢要件を課すことも平等は達成されるからである。⁽¹⁰⁾この点、一審判決の指摘する、夫についての家庭責任の部分の記述が参考となる。すなわち、処分行政庁は「本件年齢要件の合憲性の根拠として、妻の方が……家庭責任の比重が重いことも挙げるが、……今日では、核家族化が進行しているとの指摘がなされていること……に照らすと、妻が死亡した場合、遺族である夫は、それまで妻が担っていた家庭責任を

……担わざるを得ない状況になると解され……夫が死亡した場合と妻が死亡した場合とで遺族たる配偶者が担うべき家庭責任の程度に違いはない。かえって、妻の死亡により家庭責任が増大した結果、遺族である夫が、従前と同程度の収入を得ることが難しくなる場合すらあり得る」とする。この論理からは、一審は、夫が死亡した妻だけではなく、妻が死亡した夫についても、自活可能性が失われていると考えているように思われる。そのため、一審は、妻についても本件年齢要件を課するという方向での平等の達成ではなく、夫にも本件年齢要件を課さないという事案処理方法を選択したと思われる。⁽¹¹⁾

4 射程と残された課題

本判決は、本件各処分時には「妻の置かれている社会的状況」から、地公災法三二条一項ただし書と附則七条の二第二項が配偶者のうち夫にのみ年齢要件を課すことは憲法一四一条一項に反しないと判断した。射程については、最高裁の判断枠組みが明示されていないため画することが難しいが、おそらく、妻について年齢要件を課さない、遺族補償年金制度を定める労働者災害補償保険法一六条の二第一項一号や国家公務員災害補償法一六条一項一号などの類似の制度については、影響を及ぼし得る

ように思われる。⁽¹⁰⁾

今後、学説は、憲法二五条と一四条の交錯が問題となる領域を改めて論ずる必要があるように思われる。既に述べたように、学説では、堀木訴訟上告審判決の広範な立法裁量が問題視されており、当該判決で認められた立法裁量を画するべく、区別事由や別異取扱いの有する性質に応じて、裁判所はより厳格に審査すべきという議論がなされている。この動きは、克服すべき判例として堀木訴訟上告審判決を位置づけ、本件事案と堀木訴訟上告審判決の違いに着目しようとする社会保障法学の見方と共通している。⁽¹⁰⁾したがって、社会保障法学（や労働法学）⁽¹¹⁾とより一層連携し、いかにして立法裁量を狭めることができるか、議論していく必要があるだろう。また、平等に関しては、別異取扱いの結果、どのような差異が生ずるに至ったかという点も、結論に影響する。したがって、社会保障制度が複雑であること⁽¹²⁾を踏まえ、憲法学では特に、個々の制度や問題となった事案で具体的に生じる差異も意識しつつ、検討する必要があるように思われる。本件に即して言うならば、例えば「一 前提——地公災法の規定する遺族補償制度について」の部分で指摘した、問題となった制度の具体的な相違点を踏まえた議論をしなければならぬということになる。本件では確かに、遺族補償一時

金と遺族補償年金の間の差異は、少なくとも外貌醜状判決で違憲とされた差異ほど著しいものではなかったと言えよう。しかし、一審が指摘するように、本件は受給要件についての別異取扱いであり、「受給権の有無を分けるような差別的取扱い」はもはや立法目的との間に合理的関連性を有しない」という判断も、当然成り立つだろう。

おわりに

本件年齢要件は以上のように、本件各処分当時には合理的な理由を欠くとはいえないとされた。それでは、このような最高裁の判断は、当該規定（や類似の規定）について、改正を加える必要は全くないということを意味するのだろうか。最高裁の示した「今日においても合理性を欠く」ということはできない」という文言をどのように考えるかが問題となる。この文言からは、「妻の置かれていた社会的状況」が変わったと裁判所が考える（あるいは既に変わった）時点で、当該規定の合理性は失われる可能性があることが示唆されていると解されている。⁽¹³⁾

なお、地公災法の定める遺族補償年金制度に関しては、本件では問題とならなかった点についても、妻とそれ以外の遺族との別異取扱いについて問題点が存在することが指摘されている。

例えば、地公災法三三條四項は、遺族補償年金を受ける権利を有する妻にその者と生計を同じくしている他の遺族で遺族補償年金を受けることができるものがない場合に、五五歳以上の者または年齢に関係なく、総務省令で定める障害の状態にある妻について、年金額を加算すること⁽¹⁰⁾を定めている。この加算がいかなる理由に基づいてなされているのか、そして妻以外の遺族との別異取扱いに問題は生じないのか、議論する余地がある⁽¹⁰⁾。

また、立法当時はともかく、少なくとも現在（本件各処分當時）、自活可能性を判断する際に、性別によつて判断するよりもより良く機能するメルクマールが存在していることは否定できない。地公災法が既に規定している、遺族の障害の有無はもとより、子や介護者の有無が自活可能性に大きな影響を与えるであろうことが指摘されている⁽¹⁰⁾。確かに、性別をメルクマールとして、不利に扱われてきた集団に対して何らかの優遇措置を行うことは、社会において平等を達成する有効な手段の一つであると言ふことができる。しかし、社会保障制度による優遇措置は、金銭などの手段を通じて個人のライフスタイルを大きく左右する力を持っている。そしてそのような優遇措置が存在することにより、ライフスタイルについての大きな決断を未だ行

なっていない個人についても、どのような生き方を選択するかということの規定する側面がある⁽¹¹⁾。また、優遇措置の恩恵を受けるという選択をした者と比較して、そのような措置の恩恵を受けない生き方を選んだ者に対して、適切な評価がなされるかという問題もある⁽¹¹⁾。そして優遇措置が存在すること自体が、実は不利に扱われてきた集団が劣った者であるという「優遇ステイグマ論⁽¹²⁾」を惹起することも指摘されている。これらの点に鑑みるならば、性別で自活可能性を論ずるという措置が果たして適切な方法なのか、再度問題となるだろう。

また、性別に基づいて自活可能性を論ずる以上、妻以外の女性、つまり死亡職員の母、祖母と自活可能性の関係をどのように考えるべきかという問題も残されている。「一般に、年齢の高い新規参入者は、労働市場における競争では不利な状況にある⁽¹³⁾」ならば、死亡職員の妻よりも、その母や祖母をこそ、保護する必要性が高いだろう。この点に関して、処分行政庁側は、「女性が就労しにくいこと、特に、妻については、家庭責任がより重くかかっている⁽¹⁴⁾」ことを理由に、地公災法制定当時から現在に到るまで、妻に手厚い保護を行っていると語っている⁽¹⁵⁾。したがって、当該制度は実は「伝統的に認められてきた妻の内助の功を高く評価する……性別役割分業の根底にある家族イデ

オロギーないし社会規範「を」保護¹⁶⁾するシステムなのではないかと指摘されている。このようなシステムではないという積極的な理由づけが待たれる。

社会保障制度を現実のニーズに合わせて社会的に不利な立場にある者を援助しようとする制度と理解するならばなおさら、社会保障を与えるグループとそれを与えないグループについての区別が現実¹⁷⁾に即して行われているのか、その区別がどのような国民に受け取られているのかなどを、不断に、そして詳細に検討する作業が重要となってくる。今後着手される社会保障制度改革の議論は、このような観点からも検討されるべきである。検討の際には、より良い社会保障制度、社会保障制度をどのような制度と位置づけるのか、そしてどのような制度が平等と言えるのかということも視野に入れる必要があるように思われる。

- (1) 以下、問題となった事案を「本件」、本件で示された一審、原審、最高裁の判決をまとめて「本件各判決」、本件について示された最高裁判決を「本判決」という。
- (2) なお、本件年齢要件は、地公災法附則七条の二第二項により、「当分の間」五五歳以上とされている。
- (3) 一審の評釈として、中曾久雄「判批」愛媛大学教育学

部紀要六三卷(二〇一六年)二四三頁以下、菊池憲久「判批」行政判例研究会編『平成二五年行政関係判例解説』(ぎょうせい、二〇一五年)八九頁以下、菊池馨実「判批」週刊社会保障二七六号(二〇一四年)三二頁以下、倉田原志「判批」法律時報八七巻五号(二〇一五年)一四四頁以下、嵩さやか「判批」判例時報二二三八号(二〇一五年)一四八頁以下、下川和男「判批」民主法律二九三号(二〇一四年)八九頁以下、同「判批」民主法律時報四九九号(二〇一四年)三頁以下、同「判批」賃金と社会保障一六〇九号(二〇一四年)四二頁以下、「労働判例セレクト」労政時報三八六四号(二〇一四年)一〇頁以下、白川泰之「判批(その一)」「(その四)」週刊社会保障二七六四号六三頁、二七六五号六三頁、二七六六号六三頁、二七六七号(いずれも二〇一四年)六三頁、長岡徹「判批」新判例解説 Watch 一五号(二〇一四年)一九頁以下、川久保寛「判批」季刊社会保障研究五〇巻三号(二〇一四年)三五二頁以下、常森裕介「判批」賃金と社会保障一六一二号(二〇一四年)五三頁以下、西和江「判批」季刊労働法二四六号(二〇一四年)一一四頁以下、長尾英彦「判批」中京法学四九巻一・二号(二〇一四年)八七頁以下、大林啓吾「判批」平成二五年度重要判例解説(二〇一四年)一九頁以下、夏井高人「判批」判例地方自治三七七号(二〇一四年)一〇〇頁以下

等がある。なお参照、西原博史・石川夏子他「立法裁量領域における憲法上の権利」Law and Practice [早稲田大学大学院] 九号(二〇一五年)六七頁以下。

- (4) 原審の評釈として、鈴木和孝「判批」行政判例研究会編『平成二七年行政関係判例解説』(ぎょうせい、二〇一七年)五四頁以下、河谷はるみ「判批」九州看護福祉大学紀要一七巻一号(二〇一六年)、佐々木くみ「判批」平成二七年度重要判例解説(二〇一六年)一六頁以下、笠木映里「判批」ジュリスト一四九六号(二〇一六年)一〇三頁以下、中川純「判批」論究ジュリスト一六号(二〇一六年)九四頁以下、坂井岳夫「判批」岩村正彦編『社会保障判例百選(第五版)』(有斐閣、二〇一六年)一四頁以下、志水崇通「判批」民事研修七〇六号(二〇一六年)三七頁以下、笹沼朋子「判批」愛媛法学会雑誌四三巻一・二号(二〇一六年)一〇一頁以下、尾形健「判批」社会保障法研究六号(二〇一六年)一六九頁以下、常森裕介「判批」社会保障法研究六号(二〇一六年)一九一頁以下、江口隆裕「判批」社会保障研究一卷二号(二〇一六年)四六五頁以下、山口浩一郎「判批」季刊ろうさい二七号(二〇一五年)一四頁以下等がある。
- (5) 本判決の評釈としては、浅野博宣「判批」平成二九年度重要判例解説(二〇一八年)一四頁以下、倉田原志「判批」判例時報二三七一号(二〇一八年)一四八頁以下、

松本和彦「判批」法学教室四四二号(二〇一七年)一二四頁、稲森公嘉「判批」論究ジュリスト二二号(二〇一七年)一八〇頁以下、西出恭子「判批」Libra 一七巻八号(二〇一七年)三四頁以下、信澤久美子「判批」判例地方自治四二二号(二〇一七年)一〇六頁以下、濱口晶子「判批」法学セミナー七五一号(二〇一七年)一一六頁、吉武啓次「判批」地方公務員月報六四七号(二〇一七年)一八頁以下等がある。

- (6) 参照、倉田・前掲注(5) 一四八頁。

(7) このような家族の姿が時代・地域を超えて普遍的なものではないことについては、例えば参照、杉本貴代栄編著『女性学入門(改訂版)』(ミネルヴァ書房、二〇一八年)三九頁以下(杉本貴代栄執筆担当)。武石恵美子『雇用システムと女性のキャリア』(勁草書房、二〇〇六年)二〇頁は、産業化によって性別役割分業が進み、「第一次産業が主体の産業構造」だった「一九五〇年代、六〇年代の日本の女性労働力率は、当時すでに産業化が進んでいた欧米諸国に比べると高水準であった」とする。

(8) これら退職制度が男女間の格差と認識されていることは周知の事柄であろう。例えば参照、住友セメント事件(東京地判昭和四二年二月二〇日判例時報四六七号六頁)。

- (9) 笹沼・前掲注(4) 一〇一頁。

- (10) このような動きは、女性の社会的な地位の向上だけではなく、男性の経済的な困窮が理由となっている部分もある。例えば参照、『平成二九年度版厚生労働白書』六七頁。
- (11) 稲森・前掲注(5) 一八〇頁。
- (12) 参照、稲森・前掲注(5) 一八〇頁。
- (13) 参照、渡辺康行「憲法判例の動き」平成二七年度重要判例解説(二〇一六年)三頁。
- (14) 社会保障の区別事由に関する判例としては、加入資格、受給資格、経済状況、国籍を問題とするものが多く、性別に基づく判例は多くはないことが指摘されている。参照、坂井・前掲注(4) 一五頁。
- (15) 浅野・前掲注(5) 一四頁。
- (16) なお、その際に、妻と夫の区別を問題としたのか、妻と妻以外の遺族の区別を問題としたのか、明示していない。参照、松本・前掲注(5) 一二四頁、浅野・前掲注(5) 一五頁。
- (17) 遺族特別支給金、遺族特別援護金とは、遺族補償年金又は遺族補償一時金の受給権者に支給される一時金を指す。具体的な支給額は「受給権者の区分に応じて」異なるが、本件(平成二二年度)X(死亡した遺族の配偶者)の場合、年金受給権者であっても一時金受給権者であっても、遺族特別支給金として三〇〇万円、遺族特別援護金として一八六〇万円が支給されることとなる。この点、笹沼・前掲注(4) 一〇四頁注二の「遺族特別支給金等……の金額は、年金受給者に比較して低額になる」との指摘が常に当てはまるわけではない。遺族特別支給金、遺族特別援護金、後掲注(18)で述べる遺族特別給付金の実際の支給額(平成二二年度)については、平成三〇年度と同額である旨地方公務員災害補償基金に確認し、内部資料をいただいた。記して感謝する次第である。
- (18) 遺族特別給付金は、遺族補償年金受給権者には年金として、遺族補償一時金受給権者には一時金として、それぞれの支給額の五分の一を上限として支給される制度である。参照、地方公務員災害補償基金『災害補償のしおり(平成三〇年度版)』七頁以下。
- (19) 地方公務員災害補償制度研究会編『地方公務員災害補償法逐条解説(改訂版)』(ぎょうせい、二〇〇一年)二一〇頁。
- (20) 地方公務員災害補償制度研究会編・前掲注(19) 二二〇頁。
- (21) 地方公務員災害補償制度研究会編・前掲注(19) 二二〇頁。
- (22) 地方公務員災害補償制度研究会編・前掲注(19) 二二〇―二二一頁。
- (23) 地方公務員災害補償制度研究会編・前掲注(19) 二二

一頁。

(24) 参照、地方公務員災害補償制度研究会編・前掲注

(19) 二二七頁。

(25) 同条の定める平均給与額とは、「被災職員の日当たりの給与の支給額の平均として計算した額」のことである(地方公務員災害補償基金・前掲注(18)六頁)。具体的な算定方法については、地公災法二条四項を参照のこと。

(26) 具体的には、遺族が一人の場合は平均給与額の一五三日分(なお、妻については「おわりに」を参照のこと)、二人の場合は二〇一日分、三人の場合は二二三日分、四人以上の場合は二四五日分である。

(27) 例えば、配偶者の父母、三親等の親族、「未だ養子縁組をしていないが実質的に養子となっている者」などが考えられる。地方公務員災害補償制度研究会編・前掲注

(19) 一三三頁。

(28) 参照、地方公務員災害補償制度研究会編・前掲注

(19) 一三三頁。

(29) 参照、野中俊彦ほか『憲法Ⅰ(第五版)』(有斐閣、二〇一二年)二八六頁以下(野中俊彦執筆担当)。

(30) 参照、辻村みよ子『ジェンダーと人権』(日本評論社、二〇〇八年)二〇五頁。

(31) 君塚正臣「日本における性差別の審査基準の根拠につ

いて」同『性差別司法審査基準論』(信山社、一九九六年)二二四頁。

(32) 最大判昭和三九年五月二七日民集一八巻四号六七八頁。

(33) 参照、最大判昭和三九年五月二七日民集一八巻四号六七八頁。また、参照、千葉勝美『違憲審査』(有斐閣、二〇一七年)九九頁以下。

(34) 参照、千葉・前掲注(33)一〇〇頁(千葉は、当該判断基準を「合理的関連性のテスト」という。泉徳治ほか「一歩前へ出る司法」(日本評論社、二〇一七年)二〇四頁以下は、当該審査手法を「合理性の基準」と呼び、当該基準は「立法目的が正当であって、手段が目的に合理的に関連しているか」を問う基準であるとする)。

(35) 最大判平成二〇年六月四日民集六二巻六号二三六七頁。

(36) 最大決平成二五年九月四日民集六七巻六号二三二〇頁。

(37) 参照、千葉・前掲注(33)一〇一頁以下、泉・前掲注

(34) 二〇三頁以下。

(38) 参照、千葉・前掲注(33)一〇一頁。

(39) 社会保障法学における堀木訴訟上告審判決の意義を分析したものとして、参照、加藤智章「社会保障法の法源としての判例」社会保障法研究八号(二〇一八年)一五一頁以下。なお、「社会保障訴訟において一四条違反の主張が容れられた最初の判決」としては、いわゆる牧野訴訟(東京地判昭和四三年七月一五行集一九巻七号一

- 一九六頁）が存在する（ただし、結論の実質的な根拠は、「給付額の絶対的な低さ」と分析されている。参照、西原道雄「判批」ジュリスト四一六号（一九六九年）七四頁）。参照、尾形健「生存権」憲法判例研究会編『判例ブラクティス憲法（増補版）』（信山社、二〇一四年）二九六頁。
- (40) 葛西まゆこ『生存権の規範的意義』（成文堂、二〇一年）六八頁以下。
- (41) 野坂泰司「社会保障給付の併給禁止と憲法二五条、一四条」同『憲法基本判例を読み直す』（有斐閣、二〇二一年）二九九頁は、この基準によれば、「憲法一四条違反を主張して争つても、……その主張が容れられるケースはほとんど考えられないように思われる」と述べる。
- (42) 最判平成一九年九月二八日民集六六一巻六号二三四五頁。
- (43) 岩崎慎「判批」行政判例研究会編『平成一九年行政関係判例解説』（ぎょうせい、二〇〇八年）一四三頁は、「憲法二五条の規定の要請にこたえて制定される社会保障法制に関する立法府の裁量は、広範であり、そのような法令が憲法一四条違反の問題を生じ得る場合は極めて限定され、合理的理由を全く欠いた差別的取扱いをし、明らかに裁量の逸脱・濫用と見ざるを得ないような場合に限られる」とする。立法措置と区別の合理性が同時に判断されたのは、学生無年金障害者訴訟上告審判決が、憲法二五条の問題と憲法一四条一項の問題を同時に審査する手法を採っていたためであろう。
- (44) 武田美和子「判解」最高裁判所判例解説民事篇平成一九年度六三七頁。
- (45) 葛西・前掲注（40）七五頁。
- (46) 葛西・前掲注（40）六七頁。
- (47) 京都地判平成二二年五月二七日判例時報二〇九三七七二頁。
- (48) 堀木訴訟上告審判決は、憲法二五条について立法裁量のみではなく行政裁量が問題となった事案においても引用される。参照、加藤・前掲注（39）一六三頁。実際に行政裁量の事案ながら堀木訴訟上告審判決を引用したものとしては、例えば参照、最判平成二六年一〇月六日LEX/DB2504783。
- (49) 山本まゆこ「日本国憲法第一四条と社会福祉の關係についての一考察」社会保障法研究三号（二〇一四年）一六五頁以下。
- (50) 山本・前掲注（49）一六五頁。
- (51) 尾形・前掲注（4）一八一頁。
- (52) 尾形・前掲注（4）一八一頁。
- (53) 加藤・前掲注（39）一八三頁。
- (54) なお、本件年齢要件をいわゆるアフアーマティブ・アクションと評価することが困難であることについては、例えば参照、浅野・前掲注（5）一五頁、濱口・前掲注

(5) 一一六頁。

(55) 参照、「匿名コメント」判例時報二二八〇号二二頁。

なお、同コメントによれば、原審判決はその他に塩見訴訟上告審判決（最判平成元年三月二日集民一五六号二七一頁）を引用するが、この判決も、同様の事案に関する最高裁判決と位置づけられている。

(56) 原審は、区別の合理性を審査する際、堀木訴訟上告審判決や学生無年金障害者訴訟上告審判決（参照、前掲注(43)）などで示されたものとは異なる定式を用いている。参照、倉田・前掲注(5) 一五〇頁。しかし、措置と区別の合理性を分けて審査するか否かはともかく、原審が本件の区別を憲法二五条の問題として捉えたことは否定できないように思われる。

(57) 笠木・前掲注(4) 一〇五頁。

(58) 参照、川久保・前掲注(3) 三五八頁。

(59) 参照、常森・前掲注(4) 二〇二頁。

(60) 例えば参照、大林・前掲注(3) 一九頁、常森・前掲注(3) 五六頁、倉田・前掲注(3) 二二頁。

(61) その他にも、例えば両判決とともに、事実を詳細に検討した等の共通点もある。参照、天野智子「判批」行政判例研究会編『平成二二年行政関係判例解説』（ぎょうせい、二〇二二年）一三一頁、本評釈二一(3)。

(62) 参照、巻美矢紀「判批」判例セレクト二〇一〇「I」(二

〇一一年) 七頁、糠塚康江「判批」平成二二年度重要判例解説(二〇一一年) 一二頁。したがって、両評釈は、外貌醜狀判決に対して、より厳格に審査すべきだったという批判を加える。笠木映里「判批」岩村正彦編『社会保障判例百選(第五版)』（有斐閣、二〇一六年）一一五頁は、外貌醜狀判決を「憲法一四条一項の枠組みに純化した判断を行なっている点に特徴がある」としつつも、「本判決の判断枠組みは、実質的・結果的には、……堀木訴訟判決以降の憲法二五条・一四条をめぐる先行判例・裁判例に限りなく近い内容となっている」と指摘する。とはいえ、外貌醜狀判決は、問題となった障害等級表上の別異取扱いを、「性別についての伝統的な社会的な役割に関する偏見に基づくものであり、そのような場合、たとえ緩やかな審査であっても、違憲となることを明確にした」判決とも位置づけられている。中曾久雄「判批」阪大法学六一巻一号(二〇一一年) 二七八頁。

(63) 参照、常森・前掲注(4) 一九六頁。また、「労災保険に関する違憲審査基準の選択にあたり、近時の裁判例は、当該制度（給付）の性格を決め手として検討している」という指摘が存在する（坂井・前掲注(4) 一五頁）。しかし、高・前掲注(3) 一五〇頁や尾形・前掲注(4) 一八三頁は、遺族補償年金制度の性格にかかわらず、立法院には一定程度の裁量が認められると指摘する。

- (64) 尾形・前掲注(4) 一八二頁。
- (65) 参照、稲森・前掲注(5) 一八三頁、笠木・前掲注(4) 一〇五頁。
- (66) 例えば参照、岩村正彦「労災保険政策の課題」日本労働法学会編『講座二世紀の労働法第七巻 健康・安全と家庭生活』(有斐閣、二〇〇〇年) 二二頁以下、保原喜志夫ほか編『労災保険・安全衛生のすべて』(有斐閣、一九九八年) 九八頁以下〔西村健一郎執筆担当〕。
- (67) 尾形・前掲注(4) 一八三頁。
- (68) 西村健一郎『社会保障法』(有斐閣、二〇〇三年) 三二八頁。
- (69) 保原喜志夫「労災補償責任の法的性格」日本労働法学会編『現代労働法講座第一二巻 労働災害・安全衛生』(総合労働研究所、一九八三年) 二八二頁。
- (70) 例えば参照、荒木誠之「社会保障法体系における労災補償」同『労災補償法の研究』(総合労働研究所、一九八一年) 二三八頁。
- (71) 参照、稲盛・前掲注(5) 一八三頁。
- (72) 志水・前掲注(4) 四七頁。
- (73) 笠木・前掲注(4) 一〇五頁は、「給付の年金化、さらに通勤災害制度の導入……を経た労災・公務員災害補償制度が社会保障の性格を色濃く有することは否定でき」ないとする。また、坂井・前掲注(4) 一五頁も、
- 社会保障制度と解する。ただし、遺族補償年金制度が社会保障の性格だけを有すると思えることには問題があるという指摘もなされている。参照、倉田・前掲注(3) 一四六頁。
- (74) 地方公務員災害補償制度研究会編・前掲注(19) 一頁。
- (75) 名古屋地判平成一四年七月九日判例タイムズ一一四八号一九五頁(二〇〇頁)。
- (76) 江口・前掲注(4) 四六八頁は、下級審の判断が分かれた理由として、遺族補償年金制度の性格を、地方公務員災害補償制度全体から捉えるか(二審)、遺族補償年金制度単体の性格から個別に捉えるかという差異が存在したためと指摘する。遺族補償年金制度の性格をどのような観点から捉えるべきかという点については、本稿で検討することはできない。
- (77) 判例理論の適用とは、「趣旨に徴して明らかである」という文言で引かれている判例を指す。参照、中野次雄編『判例とその読み方(三訂版)』(有斐閣、二〇〇九年) 三四頁。
- (78) 渡辺康行ほか『憲法I』(日本評論社、二〇一六年) 一四〇頁〔渡辺康行執筆担当〕。
- (79) 参照、濱口・前掲注(5) 一一六頁。他方、本判決も、堀木訴訟上告審判決の「なら合理的理由のない不当な」別異取扱いという文言を用いていない。参照、浅野・前

- 掲注(5) 一四頁。松本・前掲注(5) 一二四頁は、このことと本判決の射程を関連づける。参照、後掲注(106)。
- (80) この点につき、「匿名コメント」判例時報二三四一号六七頁は、「遺族補償年金制度が、災害により死亡した職員の遺族の生活保障を図ることを目的とするものであって、憲法二五条の趣旨を実現するために設けられた社会保障の性格をも有する制度であることは学説上もおおむね争いのないところであり……本判決も、その旨を簡潔に判示している」とする。
- (81) いわゆる立法事実の変化を審査する際、一審・原審・最高裁はそれぞれ、「社会状況」、「社会情勢」、「社会的状況」等の文言を用いる。本評釈は、それぞれの判決を分析する文脈では、各裁判所の用いる文言に沿う方針を採る。そのような文脈ではない部分については、本評釈が最高裁の判決を第一義的には分析するという性質から、「社会的状況」という文言を用いることとする。ただし、各判決から読み取るならば、それぞれの文言は同義であると思われる。
- (82) 信澤・前掲注(5) 一〇七頁。
- (83) 参照、浅野・前掲注(5) 一五頁、稲盛・前掲注(5) 一八五頁。
- (84) 例えば参照、「匿名コメント」判例時報二二八〇号二二頁。
- (85) 例えば参照、大林・前掲注(3) 二〇頁、佐々木・前掲注(4) 一七頁、稲森・前掲注(5) 一八五頁。
- (86) 笠木映里「憲法と社会保障」法律時報八七卷一一号(二〇一五年) 一三六頁。
- (87) 例えば参照、父子家庭について遺族基礎年金を支給停止とする処分が憲法一四条一項に反しないかが争われた、東京地判平成二五年五月二六日LEX/DB25511386(控訴審は、東京高判平成二五年一〇月二日判例集未登載(控訴審判決は菊池馨実「遺族年金制度の課題と展望」社会保障研究一卷二号(二〇一六年) 三六三頁が紹介している)。なお、この控訴審は、遺族補償年金に関する本件第一審が示された後、遺族基礎年金の支給について、母子家庭と父子家庭を異なる扱いとしていた当時の制度を合憲と判断した。
- (88) 判例時報二三四一号六七頁。
- (89) 佐々木・前掲注(4) 一七頁。
- (90) 佐々木・前掲注(4) 一七頁。
- (91) 例えば参照、佐々木・前掲注(4) 一七頁。
- (92) 参照、櫻井智章「事情の変更による違憲判断について」甲南法学五一卷四号(二〇一一年) 一六一頁。
- (93) 参照、倉田・前掲注(5) 一五一頁。
- (94) 戸松秀典『憲法訴訟(第二版)』(有斐閣、二〇〇八年) 二八九頁。

(95) 中曾・前掲注(3)二四九頁は、地裁の認めた合理的な立法裁量であつても、一審判決の示した「区別の合理性を綿密に審査するというスタンスは齟齬を感じさせなくもない」としている。

(96) 藤井俊夫「権力分立制と司法権の限界」同『事件性と司法権の限界』(成文堂、一九九二年)一八八頁。

(97) 原審がこのような考えに基づいて社会情勢を詳細に検討したならば、これは近年の学説で主張されているところの、平等原則による立法裁量統制を意味するのかもしれない。参照、六戸常寿『憲法 解釈論の応用と展開(第二版)』(日本評論社、二〇一四年)一一〇頁、新井誠「立法裁量と法の下の平等」法律時報八三巻五号(二〇一一年)四二頁以下。

(98) 本件で問題となった遺族補償年金制度について、夫に對して妻を優遇する措置がアフアーマティブ・アクションに該当すると考えることが困難であることは、前掲注(54) 参照。

(99) この可能性をより一般化し得るならば、立法裁量を枠付ける手法の一つとして紹介されることのある「時の経過」の論理を採用すること(渡辺ほか・前掲注(78)一四九頁)と違憲という結論は、直接関連しないということにもなり得る。これは従来の実務の認識とも相違する。なぜなら、「匿名コメント」(判例時報二二八〇号二三頁)

も指摘するように、「社会状況の変化を詳細に検討した場合、合理性が認められない」との判断にいたることが多かったからである。しかし、本件原審は合憲という結論を述べる理由づけとして、社会情勢を詳細に判断している。この点は今後の判例の動向を見守ることになる。 (100) 実際、本件控訴理由書において、処分行政庁は一番の後始末について批判している。参照、判例時報二二八〇号三五―三六頁。

(101) もちろん、そのような論拠を以ってしても夫についても自活可能性が失われたと言い得るのかという点は検討の余地がある。参照、菊池・前掲注(3)九九頁注一一。

(102) 他の社会保障制度における男女の別異取扱いに関する検討を行った、常森裕介「社会保障給付における男女差の検討」賃金と社会保障一六二二号(二〇一四年)五三頁以下参照。

(103) 例えば参照、笠木・前掲注(4)一〇五頁。

(104) 遺族補償年金制度は、職員が死亡しても職員の遺族が生活できるということを通じて、職員が安心して勤務できるための条件の一つであるとも解されている。参照、笹沼・前掲注(4)一二二頁以下。

(105) 西村健一郎『社会保障法入門(第三版)』(有斐閣、二〇一七年)一六頁は、「わが国の社会保障(は)、必ずしも統一的な原理・体系にそつて整備されてきたとはい

- がたい」とする。なお参照、菊池馨実『社会保障法（第2版）』（有斐閣、二〇一六年）一五頁以下。
- (106) 松本・前掲注（5）一二四頁は、「不当なものであるとはいえない」という文言がないことから、「将来的な結論の変更を予感させる」とする。黒田有志弥「遺族年金の法的論点と法政策」『社会保障研究二巻一号』（二〇一七年）一〇八頁も、最高裁は「妻の置かれている社会状況に結論が左右されうる」とし、「社会経済状況の変動に伴い、あらためて男女で異なる支給開始年齢の是非について検討する余地は残されている」とする。
- (107) 平均給与額の一五三分が一七五五分となる。
- (108) 地方公務員災害補償制度研究会編・前掲注（19）二二二頁以下は、この点について説明していない。
- (109) 嵩さやか「共働き化社会における社会保障制度のあり方」『日本労働研究雑誌六八九号』（二〇一七年）五六頁。
- (110) 笠木映里「社会保障における『個人』・『個人の選択』の位置づけ」長谷部恭男ほか編『岩波講座 現代法の動態三 社会変化と法』（岩波書店、二〇一四年）一八九頁。
- (111) 尾形・前掲注（4）一八七頁。
- (112) 安西文雄「女性の社会参画」『月報司法書士四七一号』（二〇一一年）一八頁。
- (113) 笹沼・前掲注（4）一一二頁。
- (114) 判例時報二二八〇号三四頁。
- (115) 原審は法制定当時（すなわち遺族補償年金制度設計当時）、このような社会情勢が存在したことを認めている。参照、判例時報二二八〇号四一頁。
- (116) 笹沼・前掲注（4）一一三頁。
- (117) https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/statement/20181024shoshinkyomei.html [二〇一八年一月二日アクセス]。安倍晋三内閣総理大臣は二〇一八年一〇月二四日、今後三年で社会保障制度を改革すると述べている。
- (118) 社会保障は「現実」を前提としてそこで求められるものに対応するものであるのか、「あるべき社会」を想定し、そこに向かって制度から社会変革を促すものであるのかという議論が——もちろん、片方の視点を切り捨てるような制度の構想が適切なわけではない——検討されなければならぬ。参照、山本龍彦「イントロダクション」『法時八七巻一一号』（二〇一五年）一三一頁以下。
- 「追記」 本稿脱稿後、平部康子「批判」『法律時報九一卷二号』（二〇一九年）一三三頁に接した。